

地方補助教員資格制度史研究
— 第一次小学校令期、授業生に課せられた理科の学力程度 —

遠藤健治

美作大学・美作大学短期大学部紀要
(通巻第52号抜刷)

論文

地方補助教員資格制度史研究

―第一次小学校令期、授業生に課せられた

理科の学力程度―

Qualification System History Research about "Hozokyoinin" on Provinces

― Scholastic Attainment Level of Imposed Science Department

on "Zyugyousei" during "Dai-ichi-zi Syougatsukou-rei" Period ―

遠藤健治

序論

本研究では、補助教員を「戦前の小学校において授業担当有資格教員に付属し、その業務を補助するよう定められた者」と総称し、補助教員資格制度確立までの経緯を跡付け、戦前の日本における小学校教育達成の一端を究明することを目的としている。小論もそうした研究の一環であり、既に発表した拙稿「地方補助教員資格制度史研究―第一次小学校令期、授業生に課せられた修身（倫理）科の学力程度（『美作大学・美作短期大学部紀要』第五十号、二〇〇五年）」、「地方補助教員資格制度史研究―第一次小学校令期、授業生に課せられた地理科、歴史科の学力程度（『美作大学・美作短期大学部紀要』第五十一号、二〇〇六年）」の続編として位置付けられる。ここでは、第一次小学校令期の補助教員である授業生、とりわけ高等小学校に配置された授業生を対象として、その検定試験に課せられた理科の学力程度を検討する。それにより、当該

期に至り授業生に求められた学力面での資質とは何かを探ると共に、森文政期における補助教員に期待された役割を明らかにしたい。

本論

第一次小学校令期における小学校教員資格制度については、小論の先行論文において既に触れていることから、ここでは簡略に言及するに止める。

当該期における小学校教員資格制度は、「諸学校通則（勅令第十六号、明治十九年四月十日）」と、それに基づく「小学校教員免許規則（文部省令第十二号、明治十九年六月二十一日）」により規定された。そこでは、従前からの教員資格の免許資格主義が継承され、小学校教員を含む総ての教員には免許状の取得が求められた。

これには授業生も例外とはならず、「小学校教員免許規則」第十四条においては「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則ハ、府知事県令之ヲ定ムヘシ」と規定された。こうして授業生も授業担当有資格教員と同様、免許状の取得が求められると共に、府県には授業生免許規則の制定が指示され、免許状の創設と検定試験の実施が義務付けられた。

これを受けて制定された授業生免許規則においては、免許状取得の諸条件、並びに免許状に係る詳細、すなわち免許状の書式、授与権者と有効区域、有効年限等が中心に規定された。とりわけ免許状取得の諸条件としては、およそ年齢、品行、学力の三条件が全国的に共通し、小論で取り上げる理科の学力程度は学力条件の一部として設けられた。

別添の表では、理科の学力程度を定めた二十二事例と、読書科のうち理科に係る参考図書を指定した六事例の合計二十八事例を一覧とした。そのうちには、「岩手県小学校授業生免許規則（県令第十六号、明治十九年十一月九日）」第一条「高等小学校授業生ハ、尋常師範学校第一学年、若クハ尋常中学校第一学年修業以上ノ学力ヲ有スル者」のように授業生として高度な学力程度を求める事例、あるいは「青森県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第六十二号、明治十九年七月十二

日」第四条のように「小学校授業生ノ学力検定試験ハ、…学科及其程度ハ、該学校長、又ハ首座教員ノ定ムルトコロニ依ル」と、学力試験の科目及び程度を小学校長若しくは首座教員に委ねる等の事例も見受けられる。しかし、こうした事例は以降認めることができず、制定年からも、当該期における初期段階の混乱の結果と思われる。総じて理科の学力程度は、高等小学校卒業程度に準拠すると定める、具体的な検定内容を示す、事前に参考図書を指定するといった形態により規定された。そこで、このような分類に基づき、以下、授業生に求められた理科の学力程度を探っていく。

一 高等小学校卒業程度に準拠すると定める事例

府県によっては、理科の学力程度を他の科目と一括し、高等小学校卒業程度と定めた。

そのうち、愛知県は「小学校授業生免許規則（県令第六十号、明治二十一年七月九日）」^{（校）}第六条において、「小学授業生学力検定試験ノ学科、及其図書ハ、総テ本県高等小学校ニ準シ」と規定した。ここでは、学力試験に際し、他の科目とも併せ、高等小学校卒業程度の理科の出題がなされた。また、鳥根県は「小学校授業生免許規則（県令第九十号、明治二十一年九月十七日）」^{（校）}第六条において、「試験ハ、本県高等小学校ノ学科程度」と規定した。これにより、学力試験、認定試験の如何を問わず、授業生志願者に対しては、理科を含めた高等小学校卒業程度の学力が要求された。このような事例は十に上った。

ところで、「理科」という科目名称は、当該期に至り、従前に見られた博物科、物理科、化学科、生理学が統合されたものであった。そして、これに伴い、自然科学系科目の配当時間も大幅に削減された。これまで博物科は小学中等科一年前・後期、二年前期に六時間、高等科一年後期に二時間、二年前・後期に一時間が、物理科は小学中等科二年後期に一時間、三年前・後期に三時間が、化学科は小学高等科各学年前・後期に二時間が、生理科は小学高等科一年後期、二年前・後期に二時間が充て

られていた。これらは「理科」という名称に統一され、高等小学校に限り週二時間の配当となった。また、その内容も、当該期における小学校の学科目と程度を定めた「小学校ノ学科及其程度（文部省令第八号、明治十九年五月二十五日）」^{（校）}第十条により、次のように規定された。

理科理科ハ、果実、穀物、菜蔬、草木、人体、禽獸、蟲魚、金、銀、銅、鉄等、人生ニ最モ緊切ノ関係アルモノ、日、月、星、空、氣、温度、水、蒸氣、雲、露、霜、雪、霰、氷、雷電、風雨、火山、地震、潮汐、燃焼、鏽、腐敗、唧筒、噴水、音響、返響、時計、寒暖計、晴雨計、蒸氣器械、眼鏡、色、虹、槓杆、滑車、天秤、磁石、電信機等、日常兒童ノ目撃シ得ル所ノモノ、

これにより、理科においては、多くの自然物・自然現象・人造物の名称、また天体・気象・地質等の自然現象一般が取り扱われた^①。従前には、自然科学の大意の教授を目的として、博物科、物理科、化学科、生理学のように細分化された科目編成がなされていた^②。けれども、当該期には、「人生ニ最モ緊切ノ関係アルモノ」「日常兒童ノ目撃シ得ル所ノモノ」の教授を目的として、日常生活での諸現象との関連性が重んじられ、科目の統合と内容の選定が行われた^③。これを、後述する第二次教育令期における小学校教則の国家的基準である「小学校教則綱領（文部省達第十二号、明治十四年五月四日）」と比較するならば、地学の内容が付け加えられた一方で、筋肉、骨格、皮膚、消化、血液等の生理学的内容は削除された^④。こうした科目名称の変更と、それに伴う内容、また配当時間の削減は、学校教育における身体訓練と実用性を重んじる森有礼の理科教育観を反映した結果であった。そこでは、一般庶民の子弟には博物科、物理科、化学科、生理学の各科目における科学的原理よりむしろ、身の周りの事物についての生活的な知識で充分と考えられていた^⑤。

このように高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合、森の理科教育観により、「小学校ノ学科及其程度」に準じ検定試験が行われた。しかし、次に触れる具体的な検定内容を示す事例、事前に参考図書を指定

する事例においては、依然として「小学校教則綱領」に準拠した出題も認められる。

二 具体的な検定内容を示す事例

具体的な検定内容を示し、理科の学力程度を定める場合もあった。こうした事例は五を数えることができる。

例えば、秋田県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第十一号、明治二十年二月七日）」第八条において、「日用適切ナル理科」と規定した。ここでは、従前の博物科、物理科、化学科、生理科といった自然科学系科目を統一した「理科」という科目名称が用いられた。あるいは、山梨県は「小学校授業生免許規則（県令第十三号、明治二十年一月十七日）」第三条において、「大意」と規定した。これも秋田県と同様、「理科」の大意と解される。これらにおいては、前述した高等小学校卒業程度に準拠すると定める事例と同じく、「小学校ノ学科及其程度」に依拠し、検定試験の出題がなされた。

ところで、府県によっては、従前の博物科、物理科、化学科、生理科といった科目区分に基づき、理科の学力程度を設定した。一例として、千葉県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第二十二号、明治十九年九月二十二日）」第五条において、「動、植、金石、人身、及物理、化学ノ初歩」と定めた。このうちの「動、植、金石、人身、及物理、化学ノ初歩」は生理科、そして「物理、化学」は従前の博物科、「人身」は生理科、そして「物理、化学」はもちろん物理科、化学科に該当した。ここでは、「小学校教則綱領」に見られる自然科学系科目に万遍なく準じながら、理科の学力程度が設定された。

では、そうした各科目の学力程度は如何に規定されたのか。「小学校教則綱領」第十七条から第二十条を引用するならば、次の通りである。

第十七条 博物 博物ハ、中等科ニ至テ之ヲ課シ、最初ハ務テ実物ニ依テ通常ノ動物ノ名称、部分、常習、効用、通常ノ植物ノ名称、部分、性質、効用、及通常ノ金石ノ名称、性質、効用等ヲ授ケ、高等科ニ至テハ、更ニ植物、動物ノ略説ヲ授クヘシ、凡、博物ヲ授クルニハ、

務テ通常ノ動物、植物、金石ノ標本等ヲ蒐集センコトヲ要ス、第十八条 物理 物理ハ、中等科ニ至テ之ヲ課シ、物性、重力等ヨリ始メ、漸次、水、気、熱、音、光、電気、磁気ノ初歩ヲ授クヘシ、凡、

物理ヲ授クルニハ、務テ単一ノ器械、及近易ノ方便ニ依リ、実地試験ヲ施シ、其理ヲ了解セシメンコトヲ要ス、

第十九条 化学 化学ハ、高等科ニ至リテ之ヲ課シ、火、空気、水、土等ニ就テ化学ノ端緒ヲ開キ、漸次、通常ノ非金属諸元素、及金属諸元素ニ関スル化学説ノ大要ヲ授クヘシ、其実地試験ニ基クヘキコトハ、猶物理ニ於ケルカコトシ、

第二十条 生理 生理ハ、高等科ニ至テ之ヲ課シ、骨格、筋肉、皮膚、消化血液ノ循環、呼吸、感覚ノ説等、児童ノ理會シ易キモノヲ選テ之ヲ授ケ、務テ實際ノ観察、或ハ模形等ニ依テ、其理ヲ了解セシムヘシ、又兼テ緊切ノ養生法ヲ授ケンコトヲ要ス、

これより、博物科は中、高等科に配当され、「最初ハ務テ実物ニ依テ」と、先ず実物によりながら動物、植物、金石の初歩を教授し、更に動物、植物の概略を授けるとした⁽⁶⁾。また、博物の教授に際しては、「動物、植物、金石ノ標本等ヲ蒐集」するよう求められた。物理科は中等科に、化学科は高等科に配当され、共に「実地試験ヲ施シ」「実地試験ニ基クヘキ」と実験が重んじられ、それぞれの初歩、大意を授けるとした⁽⁷⁾。生理科は高等科に配当され、「實際ノ観察、或ハ模形等ニ依テ」と観察や模型により、人体の諸器官・機能のうち児童の理解しやすい内容を教授し、また保健衛生に関する内容も授けるとした⁽⁸⁾。これらにおいては、一貫して事物の観察、実験等に訴えた実物教育の強調、すなわち開発主義教授理論の影響が窺われる⁽⁹⁾。してみれば、千葉県は当該期に至つても、「小学校教則綱領」における科目区分に準じ、開発主義教授理論によりながら理科の学力程度を設定したと言える。

しかし、「同綱領」に準拠しながらも、千葉県のように博物科、物理科、化学科、生理科といった四科目総てに係る出題を行う事例は稀であった。北海道は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（庁令第二十六号、

明治二十年四月七日)「第四条において「動物、植物、物理、化学ノ大意」宮城県も「小学校授業生免許規則(県令第二十五号、明治十九年九月二十二日)」第一条において「動物大意、植物大意、物理大意、化学大意」と規定した。これらは、物理科、化学科をそのまま残しているものの、博物科のうちの金石を、また生理科自体を省いた。「小学校教則綱領」に準拠する事例においては、授業生志願者に対し、現実にはややそれを下回る学力程度が要求された。

このように具体的な検定内容を示す場合、「小学校ノ学科及其程度」に準じ、理科の学力程度を設定する事例もあった。一方、「小学校教則綱領」によりながら、開発主義教授理論の影響のもと、従前の科目区分に従い検定試験を行う事例も認められた。けれども、とりわけ後者においては、博物科、物理科、化学科、生理科といった総ての自然科学系科目を網羅するまでには至らず、そのうちのいくつかを斟酌し、理科の学力程度が設けられた。

三 事前に参考図書を指定する事例

理科の学力程度として事前に参考図書を指定する場合もあった。そうした事例は二を数えることができる。

一例として、山口県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則(県令第五十二号、明治十九年十二月二十八日)」第七条において、次のように規定した。

理科 学校用物理書山岡謙介訳

動物小学松本駒次郎纂輯

植物小学松木任三纂輯

金石学和田維四郎著

小学化学書市川盛三郎訳

小学生理訓蒙宇田川準一編次

これにより、「学校用物理書」「動物小学」「植物小学」「金石学」「小学化学書」「小学生理訓蒙」の六冊をもって、理科の学力程度が設定さ

れた。そのうち『学校用物理書』は、明治十二年、山岡謙介が翻訳出版した明治十年代を代表する物理科教科書で、後述する『土氏物理小学』と同様、当時最も適切な物理書と考えられたスチュアートの著書の翻訳版であった⁽¹⁰⁾。『同書』は、物性・運動・音・熱・光・電気等といった物理全般に言及し、実験により法則を理解させる立場で編まれた⁽¹¹⁾。巻末には諸器具目録を付す等、開発主義教授理論の影響が色濃く反映された⁽¹²⁾。『動物小学』は、明治十四年、松本駒次郎がダヴィッドソンの動物書を、『植物小学』は『動物小学』の姉妹書で、明治十四年、松村任三がグレイ、ホウツカル等の植物書を翻訳した博物科教科書で、何れも「小学校教則綱領」に依拠し編集された⁽¹³⁾。両者とも、比較的程度が高かったものの、学問上の分類を重んじて系統的に編まれ、第二次教育令期以降の明治十年代に普及した⁽¹⁴⁾。『金石学』は、明治九年、和田維四郎が著わした鉱物学の最初の教科書であった。『小学化学書』は、明治七年、市川盛三郎訳による翻訳化学科教科書の代表格で、学期期から教育令期を経て、明治十年代の終わりに至るまで用いられた⁽¹⁵⁾。『同書』の原典は、イギリスの『初等科学叢書』の一冊であるロスコーの化学書で、実験を重視して法則を発見させる立場が取られた⁽¹⁶⁾。巻末付録には実験器械の使用法、実験に用いる器械目録が掲げられた⁽¹⁷⁾。文部省は「学制(文部省達第十三号、明治五年八月三日)」の実施にあたり、適当な教科書を指定して地方の指導に努めた⁽¹⁸⁾。『小学化学書』もそのひとつで、翻刻が許可され、全国の小学校に普及した⁽¹⁹⁾。『小学生理訓蒙』は、明治十四年、ハチソンの生理保健書を宇田川準一が抄訳編集した生理科教科書であった。その内容構成は「小学校教則綱領」とほぼ一致し、明治十年代に使用された⁽²⁰⁾。巻下には付録として伝染病予防法、病人看護法、種痘の心得等が加えられた⁽²¹⁾。こうした参考図書は、従前の科目区分に従って列記された。『学校用物理書』は従前の物理科、『動物小学』『植物小学』『金石学』は博物科、『小学化学書』は化学科、『小学生理訓蒙』は生理科に対応した。また、それぞれの出版年は、『学校用物理書』『動物小学』『植物小学』『小学生理訓蒙』が「小学校教

則綱領」制定前後「金石学」「小学化学書」は明治初年と異なるものの、何れも教育令期を中心とする明治十年代に普及した教科書であった。このように山口県においては、当該期に至っても依然として「小学校教則綱領」に準じ、開発主義教授理論の影響のもと、理科の学力程度が設定された。

一方、福岡県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第九十二号、明治二十年六月七日）」第六条において、『小学理科読本』を挙げた。『同書』は、明治二十年、佐沢太郎がサフレーの著書を翻訳した教科書で、翌年には文部省検定に合格した²⁶。その名称からも理解されるように、新科目「理科」に対応する内容構成であった。そのため、福岡県においては「小学校ノ学科及其程度」に準拠して、森の理科教育観を反映し、理科の検定試験が行われた。このように事前に参考図書を指定する場合、従前の科目区分によりそれらを列記し、「小学校教則綱領」に準じた学力程度を設定する事例もあった。一方で、当該期における検定済教科書を挙げ、「小学校ノ学科及其程度」による出題を行う事例も見られ、両者の相拮抗した様子が窺われる。

ところで、府県によっては、読書科においても理科教科書を参考図書として指定した。そのうち、群馬県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第二十号、明治二十年二月十日）」第五条において、『理科読本』を挙げた。『同書』は、明治十九年、中川謙二郎がバルチンの『科学読本』を、児童の理科入門読本として翻訳補訂した理科教科書であった²⁷。その書名からも窺えるように、先の『小学理科読本』と同じく、従前の博物科、物理科、化学科、生理科が理科に統合されたことを背景に編まれた。こうした教科書を予め参考図書として指定した同県においては、「小学校ノ学科及其程度」に準じた理科の出題がなされた。

けれども、当該期における理科教科書である『理科読本』に加え、従前に用いられた教科書を指定する場合もあった。例えば、広島県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第六十一号、明治十九年十一月九日）」第九条において、『理科読本』と併せ『士氏物理小学』を

列記した。『同書』は、明治十一年に荻葉六郎が、前掲のスチュアート及びロスコー等編集による『初等科学叢書』のうち、ステワトルの物理書を翻訳出版した翻訳物理教科書で、『小学化学書』の姉妹編として明治十年代に用いられた²⁸。ここでは、日常生活上の経験的事実を基礎として、実験の方法を示し法則へと導く等、当時としては科学教育における進歩的な編集がなされた²⁹。あるいは、東京府は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（府令第四十五号、明治二十年八月八日）」第六条において、『小学理科読本』のほか『小学物理教授本』を指定した。『同書』は、明治十八年、鮫島普が著わした小学校物理教師用書であった³⁰。これらにおいては、『理科読本』といった検定済教科書が列記されながらも、『士氏物理小学』『小学物理教授本』のような従前に普及した物理書が参考図書として挙げられた。

このように読書科において事前に参考図書を指定する場合、当該期における検定済教科書を指定し、「小学校ノ学科及其程度」による出題がなされる事例もあった。一方で、それに加え、従前に使用された物理書等を列記する事例も見受けられた。もつとも、何れも理科教科書を併せ指定したように、ここでも新科目である「理科」への対応がなされた。ただし、検定期の教科書は、従前そのまま、あるいは一部訂正して検定へと出願し、使用される場合も少なくなかった³¹。してみれば、先の理科において事前に参考図書を指定する場合と同様、そうした参考図書をもって学力程度を設定する際にも、依然として開発主義教授理論からの完全な脱却が図られずにいた。

結論

以上、小論では第一次小学校令期、高等小学校に配置された授業生を対象に、検定試験に課せられた理科の学力程度を通し、当該期における補助教員に求められた学力面での資質と、それに期待された役割を探ってきた。

そのうち、高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合、「小学校ノ

「学科及其程度」における新科目「理科」の内容に基づき、森有礼の理科教育観の影響のもと、その学力程度が設定された。こうした類型に属する事例は最多を占めた。また、これ以外の類型においても、授業生志願者に対し、そうした学力程度を求める事例も少なくなかった。したがって、当該期における理科の出題は、「小学校ノ学科及其程度」に準じる傾向にあったとも思われる。

もつとも、具体的な検定内容を示す場合、「同程度」に準拠する一方、従前の博物科、物理科、化学科、生理科といった科目区分に従い、「小学校教則綱領」による出題がなされた事例も認められる。また、四科目総てを網羅するまでには至らず、「同綱領」をやや下回る学力程度が要求される事例も併せ見受けられるものの、何れにおいても開発主義教授理論の影響が看取される。

ただし、事前に参考図書を指定する場合、理科においては、「同綱領」に準じた学力程度を設定する一方、当該期における検定教科書を挙げ、「小学校ノ学科及其程度」による出題を行う事例もあった。また、読書科においては、併せ従前に使用された物理書等が列記されたが、何れの事例も検定教科書を指定し、新科目である「理科」への対応がなされた。けれども、検定期の教科書は、「小学校教則綱領」により編まれた従前のそれと大差がなかったことを勘案するならば、それらにおいても、やはり開発主義教授理論からの完全な脱却が図られずにいた。

してみれば、森の登場は、検定試験における理科の学力程度を設定するにあたり一定の影響を及ぼしてはいたものの、授業生には依然として、開発主義教授理論の実践者としての役割が期待される面も残されていた言えよう。

註

- (1) 海後宗臣編、『日本教科書体系 近代編』第二十四卷、講談社、昭和四十二年、一二七ページ。

- (2) 国立教育研究所編、『日本近代教育百年史』第四卷（学校教育

- 2)、一九七四年、一七六ページ。
- (3) 同前、一七六ページ～一七七ページ。
- (4) 水原克敏、『近代日本カリキュラム政策史研究』、風間書房、平成九年、二八七ページ。
- (5) 同前。
- (6) 前出『日本教科書体系 近代編』第二十四卷、一一七ページ。
- (7) 同前、一一七ページ。
- (8) 同前。
- (9) 国立教育研究所編、『日本近代教育百年史』第三卷（学校教育 1)、一九七四年、一〇二〇ページ。
- (10) 前出『日本教科書体系 近代編』第二十四卷、一〇三ページ。
- (11) 同前、三十四ページ。
- (12) 同前。
- (13) 同前、一一九ページ。
- (14) 同前。
- (15) 同前、一〇五ページ～一〇六ページ。
- (16) 同前、十九ページ。
- (17) 同前。
- (18) 同前、八十三ページ。
- (19) 同前。
- (20) 同前、一二三ページ。
- (21) 同前、十九ページ。
- (22) 同前、五十六ページ。
- (23) 同前、五十五ページ。
- (24) 同前、三十二ページ～三十三ページ。
- (25) 同前、一〇三ページ。
- (26) 同前、五十四ページ。
- (27) 同前、一二七ページ。

表 小学校授業者検定試験における理科の学力程度

令規名／発令年月日	条文	出典
青森県小学校簡易科教員及小学校授業者免許規則 (県令第六十二号)／明治十九年七月十二日	<p>第四条 小学校授業者ノ学力検定試験ハ学校長若クハ首座ノ教員之ヲ施行スルモノトス 但学科及其程度ハ該学校長又ハ首座教員ノ定ムルトコロニ依ル</p> <p>第四条 小学校授業者ノ学力試験ハ概シ高等小学校ノ学科及程度ニ依リテ之ヲ施行スヘシ</p>	<p>出典 青森県教育史編集委員会、『青森県教育史』第三卷資料編Ⅰ、青森県教育委員会、昭和四十五年、四八四ページ</p>
長崎県小学校授業者免許規則(県令第五号)／明治十九年七月三十一日	<p>第四条 小学校授業者ノ学力試験ハ概シ高等小学校ノ学科及程度ニ依リテ之ヲ施行スヘシ</p>	<p>『長崎県達類纂』乾、以文会社、明治二十一年、一〇六ページ、一〇六二ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
岐阜県小学校簡易科教員及小学校授業者免許規則 (県令第二十号)／明治十九年八月二十三日	<p>第二条 小学校授業者タルヲ得ヘキモノハ左ノ資格ヲ有スルモノニ限ルヘシ 一：小学校授業者ハ高等小学校卒業以上ノ学力ヲ有スルモノ</p> <p>第一条 小学校授業者免許状ハ：左ノ学科試験ノ上及第ノ者ニ授与スルモノトス</p>	<p>梶原猪之松、『岐阜県令達全書』、明治三十年、四六一ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p> <p>永根秀三郎、『教育法令類纂』、明治二十年、一四九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
宮城県小学校授業者免許規則(県令第二十五号)／明治十九年九月二十二日	<p>理科 動物大意植物大意物理大意化学大意</p> <p>第五条 小学校授業者ノ学力検定試験ハ左表ノ学科及其程度ニ依リテ施行ス</p> <p>理科 動植物金石人身及物理化学ノ初歩</p>	<p>佐藤宗一郎、『小学諸規則』完、明治二十一年、二四四ページ、二四五ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
千葉県小学校簡易科教員及小学校授業者免許規則 (県令第二十二号)／明治十九年九月二十二日	<p>第二条 小学校授業者ノ学力検定試験ハ小学校授業者講習所ノ学科及其程度ニ依リテ之ヲ施行スヘシ</p>	<p>川崎良哉、『現行学事例則』全、明治二十五年、二三八ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
宮崎県小学校授業者免許規則(県令第十八号)／明治十九年十月八日	<p>第二条 小学校授業者ノ学力検定試験ハ小学校授業者講習所ノ学科及其程度ニ依リテ之ヲ施行スヘシ</p>	<p>川崎良哉、『現行学事例則』全、明治二十五年、二三八ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
岩手県小学校授業者免許規則(県令第十六号)／明治十九年十一月九日	<p>第一条 小学校授業者ハ、左ノ資格ヲ有スルモノニ限り免許状ヲ授与スルモノトス</p> <p>一、学力</p> <p>：高等小学校授業者ハ、尋常師範学校第一学年若クハ尋常中学校第一学年修業以上ノ学力ヲ有スル者</p>	<p>『岩手県教育史資料』第二十一集、昭和四十一年、三七五ページ</p>
広島県小学校簡易科教員及小学校授業者免許規則 (県令甲第六十一号)／明治十九年十一月九日	<p>第九条 検定スヘキ学科ヲ定ムル左ノ如シ 但検定ノ際兼テ該科ノ実地授業法ヲモ試験スルモノトス</p> <p>一 読書</p> <p>理科読本 改正士氏物理小学 増補 中村鎌二郎訳補 芦葉六郎訳</p>	<p>下江忠次郎ほか、『現行広島県法規類纂』中編、明治二十三年、九十七ページ、九十九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
長野県小学校授業者免許規則(県令甲第三十三号)／明治十九年十一月二十日	<p>第一条 小学校授業者タルヲ得ヘキモノハ：小学高等科卒業以上ノ学力ヲ有スルモノトス</p>	<p>信濃教育会、『信濃教育会雑誌』第二号付録、信濃教育会事務所、明治十九年十一月二十五日刊、二四四ページ、東京大学法学部付属近代日本法政史料センター(明治新聞雑誌文庫)所蔵</p>

<p>令規名／発令年月日 大阪府小学簡易科教員小学校授業生免許規則 (府令第二十五号)／明治十九年十二月十九日</p>	<p>条文 第八条 試験ハ一学科ノ定點ヲ一百トシ毎科ノ得點五十以上ニシテ各科ノ平均點數六十以上得タルモノヲ及第トス其学科程度左ノ如シ 一 高等小学校授業生ノ試験ハ高等小学校ノ学科程度「当分唱歌体操裁縫ノ三科ヲ除ク」ニ依リ算術科ニ珠算ヲ加フルコト前項ノ如ク且ツ各学科ノ授業法ヲ試ムルモノトス但各学科ノ授業法ハ之ヲ一科トス</p>	<p>出典 古屋宗作、『類聚大阪府布達全書』第三編下、明治二十年、五〇八ページ、五〇九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
<p>山口県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 (県令第五十二号)／明治十九年十二月二十八日</p>	<p>第七条 高等小学校授業生学力檢定試験ハ左ノ学科及用書ニ依リテ之ヲ施行ス 理科 学校用物理書山岡謙介訳 動物小学松本駒次郎纂輯 植物小学松村任三纂輯 金石学和田維四郎著 小学化学書市川盛三郎訳 小学生理訓蒙字田川準一編次</p>	<p>馬場寿穂、『山口県達類纂』下編、明治二十四年、一六一ページ、一六三ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
<p>徳島県小学校教員免許細則小学簡易科教員及授業生免許規則(県令第二号)／明治二十年一月十四日</p>	<p>第十一条 県内授業生学力檢定試験ノ科目及程度ハ小学校教員 学力檢定試験ノ学科及程度ニ依リ採点法ニ於テ斟酌ヲ加フ 第十二条 郡内授業生学力檢定試験ノ科目及程度ハ第十条ノ学科及程度(小学簡易科教員学力檢定試験ノ科目程度：引用者)ニ依リ採点法ニ於テ斟酌ヲ加フ 但算術ハ本県高等小学校算術ノ程度ニ依リ又教育科ノ管理法ハ一般小学ノ管理法大意トス</p>	<p>和田穂太郎、『現行法令全報』、文寿堂、明治二十年、二六六ページ、二六七ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
<p>山梨県小学校授業生免許規則(県令第十三号)／明治二十年一月十七日</p>	<p>第三条 学力檢定試験ハ別表定ムル所ノ学科ニ依リ之ヲ施行ス 理科 大意</p>	<p>内藤伝右衛門、『現行山梨県令達類典』、明治二十三年、六〇ページ、六十三ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
<p>三重県小学授業生免許規則(県令第十号)／明治二十年一月二十日</p>	<p>第十条 学力檢定試験ノ科目及其細則ハ本県小学簡易科教員免許規則ニ準シ郡長ニ於テ之ヲ定ムヘシ (詳) 第二条 学力檢定ハ左ノ学科程度ニ依ル 用書 一 高等小学校授業生 高等小学科学科程度及其</p>	<p>松田鉦三郎、『教育規則類纂』第二卷、有文堂、明治二十年、一四三ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
<p>滋賀県小学校授業生免許規則(県令第三十五号)／明治二十年一月二十日</p>	<p>第二条 学力檢定ハ左ノ学科程度ニ依ル 用書 一 高等小学校授業生 高等小学科学科程度及其</p>	<p>田中知邦、『現行滋賀県布令類纂』第五編、明治二十四年、三八九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
<p>秋田県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則(県令第十一号)／明治二十年二月七日</p>	<p>第八条 小学校授業生ノ学力檢定試験科目ヲ定ムルコト左ノ如シ 第一項 高等小学校 理科 日用適切ナル理科</p>	<p>秋田県教育委員会、『秋田県教育史』第二卷資料編二、秋田県教育史頒布会、昭和五十七年、八六六ページ</p>
<p>群馬県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則(県令第二十号)／明治二十年二月十日</p>	<p>第五条 小学校授業生学力檢定試験ノ科目ヲ定ムルコト左ノ如シ 理科 日用適切ナル理科 理科読本 中川謙二郎訳補</p>	<p>辻鉦三郎、『教育法令』全、東京教育社、明治二十二年、二七九ページ、二八〇ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>

令規名／発令年月日	条文	出典
青森県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 (県令第二十号)／明治二十年二月十七日	<p>第四条 ……小学校授業生学力検定試験ノ学科及其程度左之如シ</p> <p>一 理科</p> <p>以上：ハ高等小学校程度ニ：拠ル</p>	前出『青森県教育史』第三卷資料編Ⅰ、五一八ページ～五一九ページ
大分県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 (県令申第二十二号)／明治二十年二月十九日	<p>第六条 ……小学校授業生学力検定試験ノ方法左ノ如シ</p> <p>小学校授業生</p> <p>高等小学校授業生ノ試験ハ高等小学校ノ学科及其程度ニ拠リ併テ其教授術ヲ試ム</p> <p>但男子ハ裁縫ヲ除キ女子ハ体操ヲ除ク</p>	大分県教育庁総務課大分県教育百年史編集事務局、『大分県教育百年史』第三卷資料編(一)、大分県教育委員会、昭和五十一年、五二二ページ
愛知県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 (県令第三十一号)／明治二十年二月十四日	<p>第七条 ……小学校授業生学力検定試験ノ学科及其図書ハ総テ本県高等小学校ニ準シ更ニ実地授業法及学校管理法ノ大要ヲ試ム</p>	愛知県教育委員会、『愛知県教育史』資料編近代二、愛知県教育委員会、平成元年、三八九ページ
佐賀県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 (県令申第十七号)／明治二十年二月二十三日	<p>第二条 ……小学校授業生学力検定試験ノ科目ハ左ノ如シ</p> <p>読書</p> <p>士氏物理小学 芦葉六郎編 理科読本 中川謙次郎訳補</p>	佐賀県教育史編さん委員会、『佐賀県教育史』第二卷資料編(二)、佐賀県教育委員会、平成二年、二九一ページ
北海道庁小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 (庁令第二十六号)／明治二十年四月七日	<p>第四条 ……小学校授業生学力検定試験ハ左ノ学科程度ニ拠リテ之ヲ施行スルモノトス</p> <p>理科 動物植物物理化学ノ大意</p>	北海道庁記録課、『北海道庁布達達全書』上、明治二十年、七八八ページ～七九九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
福岡県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 (県令第九十二号)／明治二十年八月七日	<p>第六条 ……小学校授業生学力検定試験ノ科目ハ左ノ如シ</p> <p>理科 小学理科読本 佐沢太郎訳述</p>	福岡県教育百年史編さん委員会、『福岡県教育百年史』第二卷資料編明治(Ⅱ)、福岡県教育委員会、昭和五十三年、一〇四ページ～一〇五ページ
東京府小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 (府令第四十五号)／明治二十年八月八日	<p>第六条 ……小学校授業生学力検定試験ノ科目ヲ定ムルコト左ノ如シ</p> <p>読書</p> <p>理科読本 中川謙二郎訳補 小学物理教授本 鮫島晋編</p>	『第四法令類纂』卷之三十八、東京都公文書館所蔵
愛知県小学授業生免許規則 (県令第六十号) ／明治二十一年七月九日	<p>第六条 (校) 小学授業生学力検定試験ノ学科及其図書ハ総テ本県高等小学校ニ準シ更ニ実地授業法及学校管理法ノ大要ヲ試ム</p>	『愛知県布達達全書』後編、明治二十三年、七七六ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
島根県小学校授業生免許規則 (県令第九十号) ／明治二十一年九月十七日	<p>第六条 試験ハ本県高等小学校ノ学科程度：ニ拠リテ之ヲ施行スヘシ</p> <p>但唱歌ハ当分ノヲ除ク</p>	高橋義比、渡部善人次、『島根県令訓類聚』、明治二十三年、三七八ページ、学習院大学法経図書センター所蔵

<p>令規名／發令年月日 秋田県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則 (県令第二号)／明治二十二年一月七日</p>	<p>条文 第六條 小学校授業生学力檢定試験科目ヲ定ムルコト左ノ如シ 但 小学校授業生試験ニハ教育学ヲ除ク</p> <p>讀書 理科讀本 中川謙二郎訳補</p>	<p>出典 秋田県第一部、「現行秋田県法規」、明治二十二年、七三二ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
<p>埼玉県小学校授業生免許規則(県令甲第十七号) ／明治二十三年三月四日</p>	<p>第五條 小学校授業生学力檢定試験ノ学科程度及図書ヲ定ムルコト左ノ如シ 学科及程度 一 讀書 漢字交り文 讀書ノ部 ： 学校用物理書 山岡謙介訳 ： 初学動物編 松本駒次郎編纂 ： 初学植物編 同上 初学鉱物編 同上</p>	<p>埼玉私立教育会、「埼玉教育雜誌」第七十九号、埼玉私立教育会事務所、明治二十三年四月五日刊三ページ、四ページ、東京大学法学部付属近代日本法政史料センター(明治新聞雜誌文庫)所蔵</p>

(備考) 本出典において学習院大学法経図書センター所蔵とある史料は、総て丸善『国立国会図書館所蔵明治期刊行図書マイクロ版集成』による。